

第十五回国会
衆議院

大蔵委員会議録第三十六号

昭和二十八年二月二十八日(土曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君

理事 淺香 忠雄君 堀川野 芳滿君

理事 松尾トシ子君 理事 佐藤觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君

大村 清一君 小山 長規君

島村 一郎君 中田 政美君

西村 茂生君 西村 直巳君

宮崎 靖君 三和 精一君

小川 半次君 笹山茂太郎君

中崎 敏君 小川 豊明君

坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官(大)

大蔵事務官(主)

大蔵事務官(理)

大蔵事務官(銀行局長)

大蔵事務官(為替局長)

大蔵事務官(大)

大蔵事務官(管財局固有財)

大蔵事務官(第一課長)

厚生事務官(大)

農林事務官(農地局)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

農林事務官(水産庁漁)

通商産業事務官
河合 良一君

通商産業事務官
渡邊 五六君

通商産業事務官
石田 吉男君

通商産業事務官
吉男君

通商産業事務官
文也君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

通商産業事務官
久太君

からする繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

漁船再保険特別会計における漁船再

保険事業について生じた損失を補て

んするための一般会計から繰入金

金に関する法律案(内閣提出第三八

号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第三九号)

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第五九号)

米因対日援助物資等処理特別会計法

を廃止する法律案(内閣提出第六二

号)

国有財産法第十三条の規定に基き、

国会の議決を求めるの件(内閣提出、

議決第三号)

解散団体財産収入金特別会計法を廃

止する法律案(内閣提出第七七号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出第七八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第八一号)

アルコール専売事業特別会計法の一

部を改正する法律案(内閣提出第八

二号)

造幣局特別会計法の一部を改正する

法律案(内閣提出第八三号)

製塩施設法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八五号)

○奥村委員長 これより会議を開きま

す。

前会に引続き、本日の日程に掲げま

した十三法案を一括議題として質疑を

続行いたします。質疑は通告順によつ

てこれを許します。宮崎靖君。

○宮崎委員 本日の議題となつており

ます法案のうち、主としていたしまして日

本輸出入銀行法の一部を改正する法律

案、設備輸出為替損失補償法の一部を

改正する法律案及び米因対日援助物資

等処理特別会計法を廃止する法律案、

これに主力を置きまして、短かい時間

で、昨日に続いてお尋ねをいたしま

す。実はきょうは通産省の通商局長に

おいでを願つて、その方面について

二、三点お伺いしたいと思つてあり

ますが、いまだおいでになりませ

ん。しかし有力なる説明員の方がお

ろいになつておりますので、私個人と

してはそれで満足いたしましたので、お尋

ねをいたします。

大体プラント輸出を考えますと、大

体の方面は東南アジア地区の開発、こ

ういうことが主題となりますが、東南

アジア地区の問題は御承知のように、

よい言葉で申せばポンド貿易の改善、

悪い言葉で言えば日英支協定の行き

詰まり、特に日英の通商航海条約打開

の道はないとまで一時追ひ込まれたの

であります、その後の情勢は、最近

の英国大使等の言明等を見ますと、や

や樂觀的な希望がつけられるようになって

りましたことは、これはお互いに喜ぶ

べきであります。しかしこの際、短か

い間ではありますが、昨年以前の経過を

たどつてみますと、何となく日本政府

の方針に割り切れないところを見出す

のであります。ことに外資導入を希望

しておりました立場において、世界銀

行に対する融資申込み、こういうこと

に対しまして、世界銀行の両調査員が

参りました当時、その帰国談として発

表せられた状況などから考えてみます

ると、大いに思いを新たにいたしました

と、今回の輸出入銀行法の改正の業務

範圍拡張がほんとうに効果的に期待で

きるものであるかどうか。これをまず

承つて行かなければならないと思つて

であります。世界銀行の両調査員が説

明しました要旨を申し上げますと、当時

は、昨年の十月ごろであります、現

在の日本の外貨蓄積の事態というもの

は、特に駐留軍の国内消費、こういう

ものによつて調達せられ蓄積せられた

ものであるが、将来は深刻なるドル不

足になるであろう、こういうことを第

一点として掲げております。これに関

連して、日本の金利というものは、国

際水準から見てもあまりに高過ぎる。こ

れでは国際市場の競争に耐え得るとは

認められない。第三点としましては、

外資導入に関する制限規定があまりに

多過ぎる。あるいは外資法の改正の問

題、日米の通商条約等の交渉の過程に

おきまして、もつと具体的に言えば、

大蔵省の考え方というものは、外資導

入をばむというふうな傾向が強いこ

のではないかと、こういう言い方をし

ておるのであります。当時におきまし

て、通産省、大蔵省、それと貿易に

関係のあります各省は連合いたしまし

て、ポンド貿易の改善ということを掲

げて英政府に迫りました。情勢はただ

いまより非常にかわつておりますが、

その要点は、ポンド切下げの場合は補償してもらえないか、こういうことを冒頭に掲げまして、当時盛んに問題になりました生米、絹織物等を中心とした貿易の阻止方法を中心として、英連邦が東アフリカの棉花あるいは薩州の砂糖、かようなものを一手買占めのような形にして、間接に輸出を制限いたしておるような措置の撤廃、全面的な英連邦におたりますところの輸入制限措置、さらには関税、船舶入港、入国あるいは所有権の不平等待遇等について、ぜひ改善をしてほしいと申入れをいたしました。が、当時の状況から行きまして、これらに對して先方からは何らの回答を得られなかつたように承つております。しかしながらその後の進展というものは、やや希望をつなげる状況になつたと思ひますが、この間の日英の交渉の過程は、日本政府の弱腰と申しますか、腰くだけと申しますが、かような態勢を国民は鋭く批判しており、現在輸出入銀行法の改正によりまして、業務範囲の拡張をいたそうといたしまして、これらの交渉の過程に現われた日本政府の腰くだけの態度では、この改正の趣旨を全うすることは困難である。こういうようなことから私がお尋ねいたしたいのは、今度この法律を改正し、かつ設備輸出を替損失補償法等もあわせて改正をいたしました結果、東南アジア地域におきまするいわゆるコロンボプラン、あるいはアメリカのポイン・フォア、こういうものとの関係はどうなるか、これらの点についてお見通しをお話いただきたい。あわせて、最近英国がポンドの協調性を認めまして、そしてポンドの自

由交換性を把握いたしたい、かような主張をしております。また最近においては、御承知の日印合弁製鉄会社の問題が白紙に返つたとか、複雑な状況もありませんが、この改正によりまして、はたして業務分野を拡張した効果というものが、従来の経過をたどつてみて可能であるかどうか。政府の所信を、短かい時間でありまして、ごく概略でけつこうであります。一通りお話をいたしたいと思ひます。

○東條政府委員 宮幡先生のお尋ねのうち、主として為替局に關係のごさいます事項についてお答え申し上げます。全般の広い視野の問題に觸れております発言であります。従来の日英交渉の経緯はしばらくおきまして、現在の日英の貿易關係の話し合いにおきましては、日本側としてはぜひともスターリング地域全体の日本に對する輸入制限の緩和をしてもらいたい、イギリス側におきましてさような措置をとらざる限り、日本側といたしましてはやむを得ず輸入貿易につきまして縮小的な施策をとらざるを得ない、その結果は縮小均衡という道をたどるほかはなからう、その対策をいたしましては、イギリス側においてぜひ輸入制限緩和の措置を講じてもらいたいという趣旨のもとに、随時話し合いを続けておりますことは御高承の通りであります。ただいま私どもの感觸からいたしますれば、日本におきまするイギリス側の出先の代表としては、日本政府の立場を了解しておられると思ひます。それを本國政府に取次きまして、ただいまのところは英本國からの訓令を待つておるといふ段階でございます。イギリス政府の問題でございますので、

今後の進展状況は、われ／＼といたしましてこの席から申し上げる立場にはございせんが、比較的近い将来に何分の回答があるのではなからうか、かような段階にありません。それらの回答を受けました上は、日本側といたしましては、従来主張をいたしておりますスターリング地域と日本との貿易の拡大均衡という方向に一貫した方針、あるいは施策をとつて参りまして、日本の輸出入貿易の拡大ということにぜひ持つて行かなければならないということを今後の方針として考えておる次第であります。

な外資導入の問題について、特に大蔵省關係において比較的消極的態度を持つておるのであるまいかという点におきまして、外資導入につきましても決して消極的な態度はとつておりませんが、個々の案件に依りまして、日本の技術水準の向上でありますとか、あるいは日本の乏しい産業資本の補強をする意味におきまして、真に資本の拡充に役立つ場合におきましては、慎重な審査はいたしますが、積極的な態度をもちまして対処いたしておるといふことを申し上げられると思ひます。

な東南アジア方面に對する輸出としてプラント輸出が、全般的な各地の経済の経過、あるいは全般的な世界情勢に即して誤りないよう今後やつて行けるかという御注意でありまして、仰せのように、今後われ／＼として、コロンボ計画なりポイン・フォアなり、そういう世界的に重要性を持つておりますところの計画に十分即応いたしまして、この上ともプ

ラント輸出の伸張には十分の努力を續けて参らなければならぬと存じております。

○武蔵委員 輸出信用保険法につきまして、目下国会に別途に通産省から御提案申し上げておりますが、この改正案の中で、ただいまお話しのごさいました手形保険を創設するという事項を盛り込んでございます。従来プラント輸出關係につきまして乙種保険といふものがございまして、今回はそれに加えて新しく輸出手形保険という制度を創設いたすべく、目下提案中でございます。

○宮幡委員 その問題は簡単ですが、それだけけつこうであります。それから通商局の政策關係をやつておられる方は出ておりますか。

○武蔵委員 通産省の方に伺います。輸出信用保険法を改正しまして、輸出手形の保険の制度を実施したいというところを聞いておられますが、そういう御構想をお持ちになつておりますか。

○宮幡委員 今来ておりません。

○武蔵委員 今来ておりません。最近の日英会談だけないわけですが、最近の日英会談といふものが妙に進展して来ておるのであつて、この問題をぜひ明らかにしておきたいのであります。日英間の貿易規模を拡大して、おおむね二億一千万ドルから三千万ドル程度にこの計画を打立てたい。それで英国の方ではポンド決済を非常に主張しておる。いわ

ゆる行政振替の範囲内においても、あるいはオープン・アカウントの地域におきましてこれをポンド決済にする、そのかわり輸入制限はある程度緩和しようという要求は、外國紙や日本のラジオ等でも放送してあります。その他の關係を考へてみますと、いわゆる歐洲決済同盟に参加するかしらいかは將來の問題として、とにかく多角決済方式に入つて行こうというような構想を持つておるのであります。これは非常に重大な意味を持つておる。日本の貸借關係が、相互貸借が残らずして、この決済同盟を通じて決済される等のものにおきまして、救われる部分があるかないか、あるいは不利になるかどうか、かような点は、通産政策として十分お伺いしなければならぬのであります。きょうはその政府委員なり説明員が見えておりません。私の時間もまつたく制限されておりますので、この問題は他日に譲ることになります。

○宮幡委員 今来ておりません。

○武蔵委員 今来ておりません。最近の日英会談だけないわけですが、最近の日英会談といふものが妙に進展して来ておるのであつて、この問題をぜひ明らかにしておきたいのであります。日英間の貿易規模を拡大して、おおむね二億一千万ドルから三千万ドル程度にこの計画を打立てたい。それで英国の方ではポンド決済を非常に主張しておる。いわゆる行政振替の範囲内においても、あるいはオープン・アカウントの地域におきましてこれをポンド決済にする、そのかわり輸入制限はある程度緩和しようという要求は、外國紙や日本のラジオ等でも放送してあります。その他の關係を考へてみますと、いわゆる歐洲決済同盟に参加するかしらいかは將來の問題として、とにかく多角決済方式に入つて行こうというような構想を持つておるのであります。これは非常に重大な意味を持つておる。日本の貸借關係が、相互貸借が残らずして、この決済同盟を通じて決済される等のものにおきまして、救われる部分があるかないか、あるいは不利になるかどうか、かような点は、通産政策として十分お伺いしなければならぬのであります。きょうはその政府委員なり説明員が見えておりません。私の時間もまつたく制限されておりますので、この問題は他日に譲ることになります。

問題であります。こういうことについて、為替局としてだけつこうでありまして、特に会期間委員会の報告文書等によるわが在外公館からの情報等によつて、何か参考になるお話が伺えまして、たゞこの際知らせていただきたいのであります。

○東條政府委員 宮幡先生のお話の第一の問題は、比較的為替決済の問題にも関連がございますので、従来通商局長その他政府部内では「話し合いをしておきます」といふので、若干お答え申し上げた方がいいたらうと思ひます。日英の貿易関係の話し合いにおきまして、従来の日本と各国とのオープン協定の結ばれておる地域につきまして、イギリス側からこれを全面的にポンドに切りかえろというまでの話し合いは参つておりません。ただ日本といたしましては、オープン協定を結び、お互いに清算関係には入つておられますが、相互の話し合いによつて、場合によつて一部ポンド決済を併用するということも便利な場合がありはしないかという程度のものであります。イギリス側から、日本の現在のオープン協定を廃止してポンドに乗りかえらるべきかどうか、あるいは乗りかえたらどうかというところまで話し合は参つておらないというところは申し上げられると思ひます。

それから、これはもちろん通商局の方からお話し上げることでございますが、歐洲決済の問題は、これは抽象的な話としましては、今お話しございましたように、できれば多角決済方式を適用して参りまして、個々の国にお互いに清算の勘定の残高が残りまして、その決済が不履行に陥つて、貿易

の進展が阻害せられるということのないように、なるべく多角決済関係に入ることは抽象論としては望ましいのではなからうか。ただお話しがありましたEPU加入の問題がございまして、これは具体的な問題でありまして、いましばらく政府といたしましても検討し、全般の情勢を見定めた上で決定すべき事柄である、具体的な問題としてはさう考へておられます。ガットの問題といたしましては、直接心得ておられませんので、いづれ別の政府委員から取調べてお答えいたさせます。

○宮幡委員 歐洲決済同盟に並んでアジア決済同盟というものをつくつたらどうかということ、これはいろいろの方面から希望意見を述べておられるところの一万田總裁が公然と発表せられておる。私はこの必要性があるかいかということ、まだ個人といたしましても確定的な意見にはなつておりません、しかしほのかに推察いたしてみますと、日本がもし歐洲決済同盟に参加できる、もし参加すべきであるとなれば、必要はなさそうに思ふのであります。日本がもし歐洲決済同盟に参加できず、アジア決済同盟というものをつくつて行くことが一つの考え方としては正しいのではないかと思つておられます。そういう意味からいまして、大蔵当局は、この点特に為替局は、これらの問題について、昨日もちよつと申し上げましたように、手持ち外貨のドル不足といふ点、不均衡が慢性化しております現在におきまして、ひとしおこのアジア決済同盟等の必要を痛感するわけでありまして、従

て、その決済が不履行に陥つて、貿易

ましておくのが能くはなからう、こういう意味で、ごく簡単によろしゅうございまして、現在アジア決済同盟という仮称のもとに考へられておられます構想を大蔵当局はお持ちになつておるかどうか、もしございましたらばそのあらましをお話願ひたい。

○東條政府委員 お答え申し上げます。上げます。たゞいま申し上げましたように、抽象的な方針といたしましては、なるべく多角決済方式が望ましいというところは申し上げられると思ひます。しかしながらこれを具体的な仕組みの問題に移しまして、たとえばたゞいま御意見のございましたアジア決済同盟という具体的な仕組みがそれでは成り立ち得るものかどうかということになつて参りますと、これは私から申し上げるまでもなく、宮幡先生御高承のように、この決済同盟を組織いたしておきますと、その各国の貿易構造をよく調べて、そのメンバーとなる各国の貿易構造において、はたして相互補完的に全体としての決済関係、バランスがとり得るかどうかという、この貿易収支を具体的に検討してみることがまずひとつ必要であると思ひます。それから第二には、これらの国の、これもたゞいまお話しいたしました手持ち外貨準備の状況が相当アンバランスになるという少くともおそれのある場合において、これをカバーして余りあるぐらゐの金額であるかどうか。それから第三には、これを構成するメンバーの国際的な各種のオペリゲーションに対する態度の問題が、ほんとうにでき上つた場合に、これらの決済同盟をほんとうに動かして参るだけのレベルに達しているかどうかという点

も非常に重要な点ではなからうかと思ひます。いろいろの点を考へ合せまして、たゞいまお話しございましたアジア決済同盟という具体的な問題になりますと、それらの各点その他いろいろの点につきまして考慮を払い、慎重な態度をもつて臨むべきときであるというところで、たゞいまのところこれは研究問題程度のもではなからうか、かように存じます。

○宮幡委員 時間がありませんので最後の一点だけ伺います。これは通産省の方にお伺ひいたします。貿易組合が一種のカルテル組織になりそうであるが、そういう場合とブランド輸出との関係は、何か有利な点があるか不利な点があるか、これらの一連の關係をごく事務的によろしゅうございましてから御説明いただきたいと思ひます。——通産省の政府委員がおそいになりませんか、また十一時が参りまして私もどうしても退席しなければなりませんから、直接今議題になつておきます。法案の審議に支障のないという意味におきまして、次の機会に譲つて適當の時期にこの委員会でもつて検討を進めて行きたいと思ひます。本日は答弁のないままで私の質問は終りといたしておきます。

○東條政府委員 時間がありませんので最後の一点だけ伺います。これは通産省の方にお伺ひいたします。貿易組合が一種のカルテル組織になりそうであるが、そういう場合とブランド輸出との関係は、何か有利な点があるか不利な点があるか、これらの一連の關係をごく事務的によろしゅうございましてから御説明いただきたいと思ひます。——通産省の政府委員がおそいになりませんか、また十一時が参りまして私もどうしても退席しなければなりませんから、直接今議題になつておきます。法案の審議に支障のないという意味におきまして、次の機会に譲つて適當の時期にこの委員会でもつて検討を進めて行きたいと思ひます。本日は答弁のないままで私の質問は終りといたしておきます。

○東條政府委員 時間がありませんので最後の一点だけ伺います。これは通産省の方にお伺ひいたします。貿易組合が一種のカルテル組織になりそうであるが、そういう場合とブランド輸出との関係は、何か有利な点があるか不利な点があるか、これらの一連の關係をごく事務的によろしゅうございましてから御説明いただきたいと思ひます。——通産省の政府委員がおそいになりませんか、また十一時が参りまして私もどうしても退席しなければなりませんから、直接今議題になつておきます。法案の審議に支障のないという意味におきまして、次の機会に譲つて適當の時期にこの委員会でもつて検討を進めて行きたいと思ひます。本日は答弁のないままで私の質問は終りといたしておきます。

らも、専売公社に対して、こういう問題について公社に帰つたならばいろいろ十分な話をしたいといふことがございまして、その後法律を急いでおられる関係で、われわれもできるだけの協力したいと思つておられますが、そういう点についての心配はないかどうか、これについて今泉監理官にお尋ねしたいと思ひます。

○今泉政府委員 タバコの場合につきましては、相当財政収入をあげるという建前からいろいろの方法で奨励策をとつております。従いまして予定に比べて非常に多額の売上げをした組合、あるいは小売商等に対しては表彰というような制度もとつておりますので、昨日泉お尋ねの抱合せというような制度を本社といたしまして指導しているわけはございませんが、そういうた多額のタバコを売り出す方法を奨励しているために、あるいは結果において御指摘のようなことが第一線においてあり得るかも知れません。しかしながら本社としては、そういう指導方針をとつて、その結果現われたものではありませんが、もし調査の結果そういう御指摘のような例が実際にありましたら、つきましては、今後そういうことのないように是正して参りたいと思ひます。

○佐藤(勲)委員 末端では、実際にはそういう事実がたゞあるのだから、今泉監理官にお尋ねします。タバコの強制的抱合せというようなことは問題にならぬのでありますが、きのうの答弁では全然そういうことはないといふ答弁でございました。昨日同僚の淺香委員か

も、二十八年度において、経済界の不況だという問題もありますが、そういう点についてはたして予定通りの売上げができるかどうか。予定通りの売上げがなければ、結局末端に強制的な無理をしいるということになるので、われわれもそういうことについて末端からいろいろ注意を受けるのであります。実際は専売公社は独占事業であり、大蔵委員会でも注意をしなければ、おそらくはおかむりするよるな向きが今まで間々ありまして、そういう点について、確たる今年度の予算通りの売上げができるかどうかという点について、もう一度今泉監理官から答弁を願いたいと思ひます。

○今泉政府委員 私どもといたしましては、公共を監督する立場から、いろいろな報告を受けた結果に基いて、来年度の予算の編成についてはこの程度はたいてい間違いないということに編成しておるわけでございますが、きょうは幸いにその方面を担当しております販売部長が出ておりますので、販売部長からその点の見通しについて詳細申し上げたらよろしいと思ひます。

○石田説明員 お尋ねの点でございますが、ただいま今泉監理官から申し上げますが、お話のように二十七年におきましては、当初の予定よりも販売の金額も数量もふえております。しかしこれは、一昨年以来の経済界の好調というところが相当地とを引いて影響して参つたのであります。二十八年の予算をつくるにきまして、結局もとは経済界の状況がどういふふうに見通すかということが計数の基礎になりまして、これは御推測いただけると思ひま

すが、ここ一箇年先の経済界の状況を見通しするということは非常に困難な問題であります。私も乏しい知識をもちましてできるでけ正確な見通しをつけることに努力はいたしておりますが、なか／＼むずかしい。幸いにして最近経済審議庁というふうなところから、かなりいろいろの計数をあげた見通しが出ておりますので、それを大體の考え方の基礎といたしまして、過去の実績、人口の増加割合等をいろいろ勘案した結果、二十八年の予算ができておるわけでございます。それに基づきまして実行の計画を立てるわけであります。現在のところ、幸いにして二十七年から二十八年への売れ行き増加率は、前年度の予算をつくる場合よりも非常に落ちておりますので、少し現在よりも経済的な状況が上向いて参るといふことであれば、おおむね間違いないと達成できるのではないかと、いふふうな見通しを持っておる次第であります。

○佐藤(彌)委員 販売部長にもう一度お尋ねしますが、昨日今泉監理官から、来年度は三万五千戸の小売指定所をふやしてこの対策を練るといふお話がありましたが、小売指定所は今まで通りにやられるかどうか。何か新しい方法で、もう少し社会政策的な加味をした方法で小売指定所をやるといふことについて見通しがさるかどうか、今まで通りならば、これは昨日も同僚議員からいろいろ、非難が出ましたが、われ／＼名古屋地方において、タバコ小売所の指定にはいろいろ、思ましいことを聞いておられますが、そういう点について今後どういふふうな方法でそういう非難を解消してやつて行くの

か、その点の見通しをひとつ……。○石田説明員 御質問の趣旨は前々から連絡を受けておりますので、十分承知いたしております。それで私は、指定のやり方を公平にやるといふことが私どもの仕事だと思つて、以来いろいろな通牒も出し、あるいは二重、三重の本社から地方局への監督、あるいは地方局から出張所への監督、また独立の機関といたしまして監督専門の考査役、あるいは考査というふうな制度を設けております。そういうふうな点によつて、間違のないようにというやり方をいたしておりますが、結局いろいろ／＼な働きをいたしますのは人でありまして、この人を私どもの考えのように動かすということが一番大事なことでありまして、手続その他をいくらかえましても、その通り動かなければ何にもなりません。できるだけそういうふうな具体的にいろいろなケースをつかまえて、実際に調べて間違のないように、いろいろな機会を通じて、あらゆる方法をとつてこれを遂行して参る。ちようど二、三日前から、地方局のそういう担当者の会議を開いておられます。いろいろお話の御趣旨もございまして、十分にその点も検討して、さらに従来よりもうまくやつて行くということを十分徹底させておりますので、本年度は今までいろいろ／＼な御非難がありましたが、おそらく相当に改善されるものと期待しておる次第であります。

かどうか、という点についての見通しをお尋ねしたい。○今泉政府委員 公社といたしましては、今後の新製品等についていろいろあれこれと検討いたしておりますが、さしあつて二十八年度をもちまして、パットよりまた下級の品を出すというふうな点につきましては、そこまでの方針としては具体的に決定しておられません。従つておそらく二十八年度においてこれより下級品を出すというふうなことは、目下のところ実現する見込みはないと思ひます。

○奥村委員 淺香忠雄君。○淺香委員 私が兩三日間にわたつて質問をいたしましたその内容について、おそらく再度御検討いただいたと思ふのであります。すなわち私が兩三日間にわたつて質問をいたしましたそのポイントには、今回議員立法として提案になり、また通過した、母子福祉資金の貸付等に関する法律案の第十七条にある「製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。」というこの条項を中心に質問をしたのであります。これに対して公社の方で対策があまりにならなかつたら、一応その対策をお示し願ひたいと思ひます。

○今泉政府委員 先般浅香先生の非常な御熱心な御要望もありまして、昨日もさつそく公社の方にもどりまして、ちようど販売部長会議が開かれております最中でありましたので、その点につきまして慎重討議いたしました結果、さきに通りました身体障害者福祉法に規定する身体障害者、今回通り

ました母子福祉資金の貸付等に関する法律、並びに未亡人関係につきましては、従来一般のものについては昨日御説明いたしましたような条件に適合するものから選定しているというふうな次第でございますが、身体障害者及びちよういつた未亡人というものは、特殊な立場にある方でございますので、例の予定営業所と既設小売人営業所との距離、あるいはその供給区域内の戸数について若干条件を緩和いたしました。一般の申請者に対するよりか、身体障害者及び未亡人につきましては大體二割程度条件を緩和するという点で、優先さして参りたいと考ふる次第でございます。営業所の距離、あるいは人口割合のほかに、いろいろな標準もございまして、今申し上げた標準の緩和に準じて条件を緩和して参りたい。しかも実際に申請等がありました場合は、いろいろな競願事項も起るかと思ひますが、今の緩和したした条件に基いて、身体障害者及び未亡人については寛大な基準で、もしもこれが早く実地調査を要するといふような向きがありましたら、ほかの一般の申請者に先だつてそのうした実地調査を進め、一日も早くそのういつた申請の許可を決定すといふような手続をとつて参りたいと考ふる次第であります。

なごちよういつた手続その他については、身体障害者、未亡人という方は、なか／＼一般の人みたいたにいろいろな便宜を持たない関係もございまして、もしも第一線の営業所等においてそのういつた点の手続その他について問い合わせがありました場合は、さらに一層懇切丁寧に応待に努めまして、手続その

ました母子福祉資金の貸付等に関する法律、並びに未亡人関係につきましては、従来一般のものについては昨日御説明いたしましたような条件に適合するものから選定しているというふうな次第でございますが、身体障害者及びちよういつた未亡人というものは、特殊な立場にある方でございますので、例の予定営業所と既設小売人営業所との距離、あるいはその供給区域内の戸数について若干条件を緩和いたしました。一般の申請者に対するよりか、身体障害者及び未亡人につきましては大體二割程度条件を緩和するという点で、優先さして参りたいと考ふる次第でございます。営業所の距離、あるいは人口割合のほかに、いろいろな標準もございまして、今申し上げた標準の緩和に準じて条件を緩和して参りたい。しかも実際に申請等がありました場合は、いろいろな競願事項も起るかと思ひますが、今の緩和したした条件に基いて、身体障害者及び未亡人については寛大な基準で、もしもこれが早く実地調査を要するといふような向きがありましたら、ほかの一般の申請者に先だつてそのうした実地調査を進め、一日も早くそのういつた申請の許可を決定すといふような手続をとつて参りたいと考ふる次第であります。

他にについては万遺憾なきようにとりはからつて参りたい、こう考える次第でございまして、昨日その旨を決定いたしました、さつそく各地の販売部長にはその趣旨の通達方を口頭でもつて伝えましたが、なおこれが万全を期するために、本社から文書をもつて今後これを通達いたしました。第一線まで徹底するように、さようとりはからいたと考える次第であります。

○浅香委員 非常に御誠意ある御答弁をただいま伺いまして、私はこれで満足であります、念を押すようでありませんが、二割方緩和することについては、ただいまのお話では、実地調査等におきましては、特にこの未亡人の急ぐ部門は、他の競願者があつても、他の競願者より優先的にこれを早く調査して行こうという一点、それから二割緩和することについては、この基準にうたわれております、たとえば距離の問題、あるいは資産内容等にわたる問題、あるいは人口の密度等の問題、そういうたあらゆる点にそれ／＼二割程度緩和して行こうというお考え方でございませぬ、もう一ぺん念のために伺つておきます。

○今泉政府委員 今お話を通りに考えております。

○浅香委員 これ私の本日質問いたしました内容について、明快な御答弁をいただきまして、非常に私は満足であります。

そこでこれに関連していま一点お尋ねしておきたいことは、タバコ小売人の指定の基準について、先般内閣委員から、これは一つの作文だということ、で質問をいたされましたが、私もこの一般の基準書を見ました場合、何らこ

こに一つのものさしというものが無い、ただこういうものをつくつておかなければ許可するとき何だかよりどころがなければ困るといふような、そういう考えをもとに置いてつくられた基準ではないかと考えられるのであります。そこで基準につきましては、將來これを改められるか、あるいはまた再度これを検討して、近い機会にこの国会に何らかの形においてそういうものを御報告していただければ、その点ひとつ伺いたいのであります。

○石田説明員 お話が非常に実務的なことにわたつて参りますので、私から御返事申し上げた方がいいかと思ひます。単なる作文にすぎないのではないかと、お話を伺いながら、御案内のように、専売公社の地方の出張所というものは全国にたくさんございまして、第一次的には、小売人の申請がございまして、その出張所において実情の調査をする。そのいろ／＼な調査の結果、何らかの判定を下すという場合には、やはり一定のものさしがございませんと、その人／＼の認定によりまして非常にまち／＼なものになるわけでございます。先般資料として差上げておきます許可基準をこらんにいたしますと、たとえば距離であるとか、人口であるとか、機械的に算出のできる大休一つのものさしはございまして、その範囲内におきまして、たとえば資産、信用が確実であるかどうか、また八百屋さんであるか、魚屋さんであるか、ということ、これは見ればすぐわかりますが、そういうものが見てもわかる基準がございまして、こういうものは自由裁量の余地はなかくないのでございまして、大体その基準に基いて一応の調査判定をする。競願者が出て参りましたような場合に、そこにいろいろ自由裁量の余地が出て来るというようなり方でございます。先ほど申し上げましたように、実際指定申請の調査のあとを監督しまして、大体その基準にのつとつてやつておられます。決してお話のような作文ではないのでございまして、私の方ではそういう大事なものをさして上から下までそういうふうにして考えて仕事をしておるわけでございます。

○浅香委員 非常に御誠意ある御答弁をただいま伺いまして、私はこれで満足であります、念を押すようでありませんが、二割方緩和することについては、ただいまのお話では、実地調査等におきましては、特にこの未亡人の急ぐ部門は、他の競願者があつても、他の競願者より優先的にこれを早く調査して行こうという一点、それから二割緩和することについては、この基準にうたわれております、たとえば距離の問題、あるいは資産内容等にわたる問題、あるいは人口の密度等の問題、そういうたあらゆる点にそれ／＼二割程度緩和して行こうというお考え方でございませぬ、もう一ぺん念のために伺つておきます。

そこでこの基準が適当ではないではないかというお話を伺いまして、これは、たとえば非常に繁華な都会になつて来る、あるいは従前と違つてタバコの売上げ金額が非常に増して参るとか、いろ／＼状況が変化いたしますと、その点は考えなければならぬ点が出て来ると思ひます。基準の方は、たとえば繁華街とかあるいは村落とか、抽象的な言葉を使つておられます、こういうものの判定——ここが繁華街であるとか、あるいは村落であるかというふうなことは、結局その付近の社会的な常識でもつて、各地方局ごと認定してきめておられます。状況がかわるにつれて、その基準のあてはめ方もかわつて来るというふうになつておられます。現在あります、たとえば百メートルとか五十メートルとか、そういう距離を直していかどうか、多年そういうやり方ですつて来ておられます、状況がかわるにつれておのずから基準もかわるというふうなスライディング・スケール、非常にごまかいものではございませぬが、大ざつばに申し上げますと、そういうことで、実情に合うように次第に部分的にはかえ得る、またかわつて来ておると思つてございまして、非常にぐあいの悪いところがある目について参りますれば、検討しなければならぬと思ひますが、特に今ただちにそこに書いてあります通達の基準をかけるというところは考慮しておられます。お話のような検討は常時続けておられますので、必要があれば、いつでもかえらるという心組みは持つておる次第でございます。

○浅香委員 あなたの答弁は聞えぬ話でありまして、今佐藤委員が質問されておられるように、あなたは指定はこうしている、そうしてこれに対する審査員なり審査役なりを派遣して監督している、何ぼ基準をつくつても運用は人にあるということをお言われました。なるほどその通りであります。しかしその根源をなすものは何によるかといえ、言うまでもなく、法律とか、こういう基準によらなければならぬ。その基準をあなたは金科玉条のように考えておられる。そうならば、昨日も内閣委員が言われましたように、一つ／＼逐条的に私どもが時間をかけて質問したら、あなた方は委員が得心できるような明快な答弁ができるとお考えでありますか。たとえてみれば、これを一つめくつて見ても「資産信用の程度及び営業経営能力の有無」きわめて抽象的なことばかり羅列してあるのです。それがために、今日までこの委員会が開かれるたびに小売人の許可に対するところの物議のあとが絶たぬのです。それを今の答弁では、今かえる必要はない、これはいいものだとなつた方は

○浅香委員 非常に御誠意ある御答弁をただいま伺いまして、私はこれで満足であります、念を押すようでありませんが、二割方緩和することについては、ただいまのお話では、実地調査等におきましては、特にこの未亡人の急ぐ部門は、他の競願者があつても、他の競願者より優先的にこれを早く調査して行こうという一点、それから二割緩和することについては、この基準にうたわれております、たとえば距離の問題、あるいは資産内容等にわたる問題、あるいは人口の密度等の問題、そういうたあらゆる点にそれ／＼二割程度緩和して行こうというお考え方でございませぬ、もう一ぺん念のために伺つておきます。

○浅香委員 あなたの答弁は聞えぬ話でありまして、今佐藤委員が質問されておられるように、あなたは指定はこうしている、そうしてこれに対する審査員なり審査役なりを派遣して監督している、何ぼ基準をつくつても運用は人にあるということをお言われました。なるほどその通りであります。しかしその根源をなすものは何によるかといえ、言うまでもなく、法律とか、こういう基準によらなければならぬ。その基準をあなたは金科玉条のように考えておられる。そうならば、昨日も内閣委員が言われましたように、一つ／＼逐条的に私どもが時間をかけて質問したら、あなた方は委員が得心できるような明快な答弁ができるとお考えでありますか。たとえてみれば、これを一つめくつて見ても「資産信用の程度及び営業経営能力の有無」きわめて抽象的なことばかり羅列してあるのです。それがために、今日までこの委員会が開かれるたびに小売人の許可に対するところの物議のあとが絶たぬのです。それを今の答弁では、今かえる必要はない、これはいいものだとなつた方は

○浅香委員 あなたの答弁は聞えぬ話でありまして、今佐藤委員が質問されておられるように、あなたは指定はこうしている、そうしてこれに対する審査員なり審査役なりを派遣して監督している、何ぼ基準をつくつても運用は人にあるということをお言われました。なるほどその通りであります。しかしその根源をなすものは何によるかといえ、言うまでもなく、法律とか、こういう基準によらなければならぬ。その基準をあなたは金科玉条のように考えておられる。そうならば、昨日も内閣委員が言われましたように、一つ／＼逐条的に私どもが時間をかけて質問したら、あなた方は委員が得心できるような明快な答弁ができるとお考えでありますか。たとえてみれば、これを一つめくつて見ても「資産信用の程度及び営業経営能力の有無」きわめて抽象的なことばかり羅列してあるのです。それがために、今日までこの委員会が開かれるたびに小売人の許可に対するところの物議のあとが絶たぬのです。それを今の答弁では、今かえる必要はない、これはいいものだとなつた方は

○浅香委員 あなたの答弁は聞えぬ話でありまして、今佐藤委員が質問されておられるように、あなたは指定はこうしている、そうしてこれに対する審査員なり審査役なりを派遣して監督している、何ぼ基準をつくつても運用は人にあるということをお言われました。なるほどその通りであります。しかしその根源をなすものは何によるかといえ、言うまでもなく、法律とか、こういう基準によらなければならぬ。その基準をあなたは金科玉条のように考えておられる。そうならば、昨日も内閣委員が言われましたように、一つ／＼逐条的に私どもが時間をかけて質問したら、あなた方は委員が得心できるような明快な答弁ができるとお考えでありますか。たとえてみれば、これを一つめくつて見ても「資産信用の程度及び営業経営能力の有無」きわめて抽象的なことばかり羅列してあるのです。それがために、今日までこの委員会が開かれるたびに小売人の許可に対するところの物議のあとが絶たぬのです。それを今の答弁では、今かえる必要はない、これはいいものだとなつた方は

○石田説明員 ただいま御例示がありました資産信用の程度、こういうもの一つ一つの基準に書くことになりまして、具体的に書くことになりまして、ここには書いてある趣旨これは法律に書いてある言葉をとつてあるわけでございますが、この趣旨は、タバコの営業をやるにつくましの資金信用の程度というふうなことであります、非常に判定が困難な場合というものはあまりないように考えます。普通の営業をやつておられる方でございませぬ、まず問題は、営業資金といつたしましても、そう非常にむずかしい問題があるわけはございませぬ、大体はここにあります距離でありまして、人口の密度とか、そういうものを第一義的に適用いたしまして、普通営業をやつておられる、あるいは普通の方であれば、まず問題なく許可をいたしておるわけはございませぬ。御指摘のような場合は、非常に似たような情勢にある場所から二軒、三軒競願があるという場合にはどういふふうにするかというのでございませぬ、これは場合によりまして、それをどういふ一つの書いたものにして基準を示すということがなかつて、できないのでございませぬ。そのために、これは地方局長が最後の責任者として判定の基準の責任を持つというふうになつておられます。御指摘の点はまことにどうもつとんどと思ひますが、私もいろいろ／＼何かいい基

○浅香委員 あなたの答弁は聞えぬ話でありまして、今佐藤委員が質問されておられるように、あなたは指定はこうしている、そうしてこれに対する審査員なり審査役なりを派遣して監督している、何ぼ基準をつくつても運用は人にあるということをお言われました。なるほどその通りであります。しかしその根源をなすものは何によるかといえ、言うまでもなく、法律とか、こういう基準によらなければならぬ。その基準をあなたは金科玉条のように考えておられる。そうならば、昨日も内閣委員が言われましたように、一つ／＼逐条的に私どもが時間をかけて質問したら、あなた方は委員が得心できるような明快な答弁ができるとお考えでありますか。たとえてみれば、これを一つめくつて見ても「資産信用の程度及び営業経営能力の有無」きわめて抽象的なことばかり羅列してあるのです。それがために、今日までこの委員会が開かれるたびに小売人の許可に対するところの物議のあとが絶たぬのです。それを今の答弁では、今かえる必要はない、これはいいものだとなつた方は

準はないかと思つて考へているのでございませうけれども、なか／＼言葉に書き表すことはむづかしいこともございまして、いいお知恵がございましてら御意見を聞かせ願へば、十分に御趣旨を取入れたいと考へております。

○淺香委員 これは一つ／＼取上げますと非常に時間がかかりまして、皆さんにも迷惑をかけるから――問題は、あなたはこれでもう絶対いいのだというお考えらしい。ところが私どもがこれを見ます場合に、現実の質問をしていく人たちが初めとして、一般の空気が全部この基準に対しては非常に抽象的なものだとおぼしめておられる。だからこういうものを基準にするにすることによつて物議をかますのだ。しかも国にとつては非常に大きい財政に關係するこういう問題を、この基準をもつて流すからかかる問題が次から次と起るので、これをひとつ再検討してみ、そしてみんなの意見も聞いて、悪い点を修正でもなさるといふならばいいが、今のところではこれは絶対動かさぬのだ、この基準は正しいのだ、正しいものならば何でこんな問題が起つたか、ここに私どもの言わんとするところがあるのです。今の御説明を聞きましてうがったところもありませうけれども、たとえば資産信用の程度というが、資産信用の程度をどういふ尺度ではかれるか、また営業能力のあるなし、これは見方、考え方によつて大きな相違が出て来ると思つておられます。そういう点を私どもが言つておるわけでありませう、そうあなたはおかしいことをおつしやらずに、不備な点は意見を聞いてど／＼修正するのと

言われるのが當を得ていると思つておられるのが、どんな御心算でしょうか。
○石田説明員 私が先ほど申し上げましたのは、言ひ方が下手だつたかも知れませんが、絶対に直さないとおぼしめておられるのではありませう、さしあたりこれでいいと思つておられるという心算がそのまま反映したために、そういうふうにお受け取りになつたと思ひます。常時検討を續けておられますし、なお御趣旨の点もございませうので、もつと明確に基準をつくり直す、あるいは修正すべき必要があるかというところは早急にあらためて検討し、必要があれば直したいというふう願ひたいと思ひます。

○淺香委員 よくわかりましたし、それで私は満足しましたが、販売部長さんにこの点をよく注意をいたしました。たいのですが、陳列です。指定の許可がありまして、自分の知合いの陳列屋にこれをやらそうとしますと、設計書を出してくれと言われる。設計書を出しますと、何とかかんとか難くせをつける。そうして、こういうものはやりなれた陳列屋にやらせなければならぬ、なれたという、これは指定の陳列屋ではないけれども、いつも公社に入入りしている陳列屋があるから、これにやらした方がいいという暗に指定の陳列屋にやらせろと言わんばかりで、今許可をもらえるもえられないかのせとさきでそう言われると、むげに断つてまた不許可ということになつてはたいへんだからというので、その人に頼む。そうすると指定の陳列屋がやつて来る。ところがそれが非常に高いのであります。だから近ごろ許可を受け

ておりますものの陳列が、その許可を受けた小売人の意に基いて陳列をされるおるかどうかというところ、これは販売部長さんよくひとつ下の方までべん調査をしていただきたいのであります。この点非常に小売人が困つておられるのでありますから、特に御注意を願ひたいと思ひます。これで打切りま

○中崎委員 このタバコの小売人の指定については、きわめて不明朗だといふ印象をわれ／＼は各方面からもたらされておられます。ことにこの示された基準の中において「その他必要な事項」といふようなことになると、こういう重要な問題を決定するのにその他必要といふことは一体どういうわけなんですか。きわめてこれは困る。これはまさきり全体をひっくり返すものです。またたとえば昨年私が直接携つた例もありませうが、東京の地方専売局長自身の意見では、それはよからうといふことをある小売人にはつきり責任をとつて言われた。それが下の方へ行つたらうやむやになつてしまつた。いいとやうものだから、タバコのケースまでちゃんと用意しておつた、ところがその後になつて行つてみたら、それはぐあいが悪いと下の方で言つておられる。二、三軒隣りのところを許可して、まるきり不明朗きままるものであります。こういうふうな方針で大衆の生活に關する重要な問題を取扱われるということについて、私たちは納得が行かないのです。だからこの実例によつて、私はその基準がどういふふうにしてなされたか、この調査をさらに要求するけれども、もう少し責任の

ある立場に立つて――この委員会においてもしば／＼／＼そういう発言もあるのだが、許可するといつて店まで用意させておいて、知らぬ間にぼこつとほかの方に許可しておるといふことがたびたびある。こういうふうな無責任きわまることをするものだから、あなた方が示したこの基準そのものもわれ／＼は信頼できない。この点をもう少し広く朝野の識者を集めて、納得の行くような基準をつくられて、その基準によつてやつてもらわなければならぬ。ことに先ほどあなたから、身体障害者あるいは遺家族の人たちに対しては二割程度というお話もあつた。その場合において、たとえば資産信用の程度及び営業經營能力の有無というふうなものを一々はめられたら、みんなオミツトされてしまふ。これをどういふふう適用されるか。こういうふうないいかげんな基準では決してそういうものは解決がつかない。この席においてそういうものに當てはまるような基準を一体どういふふうにつくるかといふことを、すみやかに準備をしてやるといふ方針を明らかにしてもらいたいと思

○石田説明員 お話のような御趣旨の点は、私、公社に歸りまして、なお上の者とも相談して、なるべく御期待に沿うように処置いたしたいと思ひます。

○川野委員 私、アルコールの問題で、二、三、三、三、三お尋ね申し上げてみたいと思ひます。昨年アルコール工場の三工場を民間に払い下げることが決定いたしました。払い下げの方針になつたわけでございますが、三工場とも現在民間に

下げが決定いたしておられますか。その点を一点お尋ね申し上げてみたいと思ひます。
なお近時さらにアルコール工場を一部払い下げるといふうわさが実は立つておるわけでございますが、さらに払い下げられる意向がございませうか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○渡邊説明員 お答えします。昨年の払い下げ工場は二工場でありまして、宮崎県の高鍋工場、これが昨年の十月であります。それから長崎県の島原工場が十一月に払い下げを受けて操業を續行いたしておりましたが、払い下げを受けたものは、西工場とも宝酒造株式会社でございます。

それから本年度の工場払い下げの問題ですが、現在国会に提出されている予算案におきましては、一、二、二工場を払い下げるといふ方針のもとに組まれておりました。本年度中に二工場払い下げることになるだらうと思つておられます。

○川野委員 昨年二工場を払い下げたという御答弁でございますが、この払い下げにあたりましては、さらにしようちゆう製造の免許をもらいたいという要望もあつたかのようなうわさを聞くのであります。もしそういう要望がございましたら、この要望に対してどういふ態度を御当局はとられたのであるか。この点が一つ。

さらに今年も二工場払い下げ、というお話でございますが、どの工場を払い下げられる予定でございますか、この点も伺つておきたいと思ひます。

○渡邊説明員 しようちゆうの造石許可権は一応国税庁にありますが、われ

おれといたしましては、扱下げアルコール工場がしようちゆう造石に転換することは、アルコール工業の合理化の点からいってもそういう方針を進められたいと思いますが、他方酒の業界の方の需要もあり、なか／＼新しく造石するということはむずかしい。それで国税庁とも一応交渉はしましたところ、しようちゆうの造石許可は今のところ与えることができないというので、そのつなぎという意味で、アルコールの製造権を二工場とも若干つけまして、扱下げを完了した次第であります。

それから本年度の工場扱下げにつきまして目下いろいろ検討中でありまして、具体的にまだきまつてはおりません。

○川野委員 酒の問題については、通産省の方はあまり詳細御存じがないと存じますが、実は昨年度におきましては、しようちゆうの製造というものは相当過剰であります。従いまして、そのために値引き合戦が行われた、こういう実情下でございます。こういう実情下でアルコール工場を民間に扱ひ下げられる場合におきましては、さらにこれにしようちゆうの製造を許可する、こういうことになりまして、生産過剰の上にさらに過剰を求しまして、酒造界が非常に混乱に陥る、こういう実情下にございまして、これは免許権が国税庁の方にありますので、国税庁の問題かとも考えますが、通産省におきましても、そういう実情であるということとをよく御認識していただきたく存じます。

さらに専売工場のアルコールがやみに流れておる、こういうふうなことは実は前から聞いておるわけでありまして、近時においてもこういうふうなことは絶えないのであります。この問題に対して課長の御意見、さらに現在どういうふうにして取締りをされておるか、この取締りの実情を簡単でけっこうですか、御説明をお願いいたします。

○渡邊説明員 アルコール専売法違反に関する取締りは、専売法の規定しておるものが九十度以上のアルコールでありまして、そのアルコール分を現実にはかつてみないと、専売法違反ということで告発できないというふうな技術的な問題もありませんが、現在取締り要員として、全国で通産省の職員が百六十数名おります。非常に人数が少いものですから、国税庁の職員を兼職していただきます、その兼職の国税庁職員が約千二、三百名おります。国税庁と協力して現在取締りを施行しております。取締りの方法としましては、一応専売アルコールを使用しようとする者は、使用承認書というものを通産局に出しまして、その承認書を受け使用申込書というものをまた通産省に送つて来ます。それを証明しますと、その証明書をもつてアルコール販売会社が買いつける。実際にそれを使う場合には、使用の際に立会い検査を実施しまして、その証明を受けた使用目的を承認しまして、証明書を出す。製造過程に入りまして、すでにもうそれを再醸造するとか、横流れのおそれのない場合に、使用済承認書というものを提出してそこで取締りの最後のな措置をなす、こういう方法で取締つて

おるわけでありまして。

○川野委員 私の質問は、実は製造過程における監督を、端的に申し上げますれば、通産省でおやりになつておるか、あるいは大蔵省の方でおやりになつておるか、こういう点を伺つておるわけでありまして。

○渡邊説明員 製造過程の検査は、すべて専売アルコールにつきましては通産省の方で実施しております。

○川野委員 もちはもち屋でという言葉がございまして、このアルコールの製造過程におきまして取締りと申しますか、監督と申しますか、これはやはり従来酒になじんでおるところの国税庁官吏をしてやらせるというところが、能率を上げ、さらにやみアルコール等の捕捉という点にも非常に便利ではないか、こういうふうには私は考へます。しかしこの質問は、あなたに對しては相当無理な質問かと考へます。この取締りの問題は、通産省の手から大蔵省の手に移した方が適當である、こういうふうにはお考へになりませんか。この点をもう一点伺つておきたいと存じます。

○渡邊説明員 このお答えは、政府委員からお答えするのが妥當かと思ひますが、一応われ／＼事務当局としましては、今のアルコール専売法は、いわゆる化学工業の基礎原料としてのアルコールというものを、極力低価格に、品質のよいものを供給するのがおもな目的かと存じます。専売アルコールにつきましては、通産省で産業育成という見地から所管しております。従つてその製造検査、取締りというものは現在通産省で所管しておるわけであり

ます。それで製造検査につきましては、現在仕込みから蒸溜まで数回にわたつて相当厳重な検査を実施しまして、製造工場からの横流れということはありませんのじやないか、こう思つております。

○川野委員 役人の方は得てしてなわ張り根性と申しますが、そういう考へたような答弁があるものと私は考へておりました。しかし静かに考へてみますと、物ができるまでは国税庁の監督下にまかせして、できた品物を今度通産省の方で受取つて、そういうふうにした方がつばな品物をつくるにいたしましても、あるいは密造防止の点からいいたしましても、適当じやなからうか、こういうふうには私に考へております。しかしこれは大きな問題でございまして、それから、渡邊課長と議論いたしても、あなたがたに私に考へております。主任課長さんでもあられますので、どうかひとつ国家的に考へて製造過程を大蔵省に戻す、物をつくつたその品の取扱いは通産省が握つておる、こういうふうにとつて国家のためにしていただきたいというのを私最後に希望いたします。私の質問を終りたいと思ひます。

○奥村委員長 小川豊明君。

○小川(豊)委員 私は開拓者資金融通の問題についてお伺いしたいと思ひます。終戦後にたいへんに開拓者が多くなりまして、ことに農村の二、三男とそれから飛行場あるいはそういう兵舎跡等には元の軍人がそのまま居残つて開拓した。この軍人の居残つた開拓などは、経験もなければ資材もない、そういう困難の中で開拓に耐えたので、

それが遅々としておることは私ども認めるのであります。こうした多数の開拓者が入植したが、最近これらの方々を離農して行く数が非常に多いということを私どもは聞いておるのです。これはどういふわけで離農して行くのか。新しく入植する数と離農して行く数との移動の状況といつたようなものをお尋ねしたいと思います。

それから、時間がありませんから私は一括してつと申し上げますから、どうぞひとつお書きとめ願つてお答え願ひたいと思ひます。駐留軍とか保安隊等によつて土地の取上げが相当に行われておるわけですか。そのためにやむを得ないで離農して行く者があるわけですか。こういうものに対しての対策はどういふふうになつておるか。

それからこういう離農の場合に、貸付金の問題ですが、こうしてやむを得ず離農する者の貸付金の償還はどうなつておるか。

それからこの貸付金に対しては、集団または個人となつておると思つておるわけですが、こうして集団で入植して借入れた場合に、この集団の中から、たとへば三人なり五人なりがこういう事情で離農しなければならぬ場合の貸付金の償還はどういふふうな形がとられて行くのか。

それからこの資金は、今まで政府は全開運等を通じて物で貸して来たといふふうには私どもは聞いておるわけですが、これはどうして物で貸して行くのか、金で貸さずに物で貸すのはどういふわけであるのか、この物で貸すことについて問題がなかつたかどうか。

それから物で貸す、あるいは金で貸す場合があるとすれば、こうしたもの

に對する基準はどういうところに置いて貸しておられるのかというところをお伺いいたしたい。

それからこの資金は農具とか肥料、家畜、住宅、あるいは共同施設、こういうものに貸し付けておられるようになっておると私は記憶しておるのであります。

こうした開拓者に対する生活資金のめんどろはどういう方面で見ているか。そうでないと、せっかくこれだけ貸し付けても開拓は成り立たないのではないか。それらが離農の原因になつて行くのではないか。もう一つ制度金融という形で貸し付けておられることを聞いておる。しかもこれが積立ての十二倍を貸し出しているということをお伺いしておるのです。そうすると開拓資金は二本建て貸し付けられているわけですが、この二本建て貸し付けられるのはよいのか悪いのか。あくまでもこの中金の制度というものは保持して行くのかどうか。こうした中金から貸し出される制度金融、あるいは融通法に基いた金融の末端の窓口はどこにあつて、どこでこれを取扱つておられるのか。以上についてお伺いいたします。時間もありませんから一括してお答え願つて下さいます。

○大蔵説明員 開拓者の離農して行く数はどうか、状況はどうかという御質問に對しましては、二十六年年度末までに約二十万八千の入植者があつたわけでございますが、これが現在十四万五千戸まで減つておりました、約六万二千戸ばかり離農しておるのであります。この離農は、開拓の初期時代の二十一年、二十二年の入植者に非常に多くあつたわけでございます。この離農した原因を見ますと、大体病弱者、

それから転業者が非常に多くなりまして、経済情勢がいろいろかわつて来まして、以前に工場なり商業なりをやつていた人たちが元の職業に帰つたというものが非常に多いようになっております。

それから駐留軍の關係の問題であります。二十七年年度には、北海道四地区と内地三地区が駐留軍の方に接収されるということが決定いたしました。その關係として二百四戸が離農して、新たに別の開拓地へ入ることになっております。これにつきましては、一定の基準によりまして、その今までおりました開拓地にいる、投資した額、あるいはそれによつて損害をこうむる額、こういうようなものを計算いたしまして、その額を補償することになつております。それでこの開拓者資金をその人たちに貸しておるわけでございますが、この二百四戸に對しましては、総額四百八十万円くらい貸しておる勘定になっております。これにつきましては、その一方離農して出て行く補償金のうちから一応返していただく。そうして新たに新しい土地へ入りましたならば、再出発といつて、新しい入植者として新たな貸付金を始めて行く。そうして、そこで經營の成り立つようによつて行きたい、こういう方針で進んでおるのであります。それからこの資金のうち、物で貸してあるものがあるわけでございますが、これは昭和二十三年から実施いたしておりました、その当時物の、特に農具あたりの入手が困難であつたこと、あるいは粗悪品がありましたので、こういうようなものを握らせないよう、また確實に握ら

すかどうか、貸付額の約半分につきまして、物を引当てにこれを貸すことになつたのであります。それでこの物は、開拓者各個人が選定いたしました、自分の地方で買つたもの、あるいは中央に全開連というものがあつて、この方まで持つて行きました。買つけるもの、これはもつぱら自主的にわけまして、その希望によつて、そういう方法をとりおるのでございませう。現在におきましては、これは非常に円滑に行われておるような状況でございます。それから生活の問題につきましては、開拓者の入りまして、そのときに、その主たる經營者が病氣をいたしましたか、あるいはまた外地から主人公が帰つていないのにその家族が入植しておるといふようなものがある方々には、生活援護の方法で相当出していただいております。それから、それからもう一つ開拓者には、この資金のほかに、開拓者が自主的に持つておられます信用基金制度というのがある。この開拓者資金は、大体入植三年間に一定の金額を貸し付けますので、それ以後に今後貸付を受けなれなくなつた人たちが、みずから一定の金額を拠出したしまして、それを積み立てまして、その信用で農林中金から金を借りる。それで開拓者自身が積み立てました約十倍程度のものを現在借りておるような状況でございます。これは農林中金の窓口で貸すことになりまして、それから開拓者資金の國で行つておられます。全国に六つの農地事務局と北海道庁、こういうのがありまして、この方から直接に貸しております。大体そういうことであ

すかどうか、貸付額の約半分につきまして、物を引当てにこれを貸すことになつたのであります。それでこの物は、開拓者各個人が選定いたしました、自分の地方で買つたもの、あるいは中央に全開連というものがあつて、この方まで持つて行きました。買つけるもの、これはもつぱら自主的にわけまして、その希望によつて、そういう方法をとりおるのでございませう。現在におきましては、これは非常に円滑に行われておるような状況でございます。それから生活の問題につきましては、開拓者の入りまして、そのときに、その主たる經營者が病氣をいたしましたか、あるいはまた外地から主人公が帰つていないのにその家族が入植しておるといふようなものがある方々には、生活援護の方法で相当出していただいております。それから、それからもう一つ開拓者には、この資金のほかに、開拓者が自主的に持つておられます信用基金制度というのがある。この開拓者資金は、大体入植三年間に一定の金額を貸し付けますので、それ以後に今後貸付を受けなれなくなつた人たちが、みずから一定の金額を拠出したしまして、それを積み立てまして、その信用で農林中金から金を借りる。それで開拓者自身が積み立てました約十倍程度のものを現在借りておるような状況でございます。これは農林中金の窓口で貸すことになりまして、それから開拓者資金の國で行つておられます。全国に六つの農地事務局と北海道庁、こういうのがありまして、この方から直接に貸しております。大体そういうことであ

○小川(農)委員 もう一点だけお尋ねしたい。たとえば集団で組合とか何とかというもので借入れて、この中から、保安隊の演習場が必要だというので、たとえば二十戸の中から三戸なり四戸なりが離農しなければならぬような場合がある。こういう集団で借りた金を今度返還する場合には、どういう計算方法でやられるのですか。

○大蔵説明員 集団のうちから数人が出て行く場合でございますが、私たちがの方の資金は、大体組合を主に貸しているわけでございます。そこで出て行くと申しまして、組合の内部では、その人の借りた資金についての負担額というものはきまつておるわけでありませう。この各個人の負担額というものを、一応組合の債務から個人の債務に切りかえまして、その切りかえた債務を持つて出るわけでございますが、その個人の切りかえられた債務について、一時償還をせしめる方法をとつております。

○小川(農)委員 最近保安隊の用地は別として、各地でゴルフ場がつくられ、その土地に開拓者の場所を用意されておるのですが、この場合、開拓者は自分の經營が非常に困難だから、相当の金がもらえれば、自分の土地を手放して、ほかへ転業して、これはゴルフ場にしてしまつてもいいというふうな意見が、現地に行くと相当あるのです。しかし私どもからいいますと、その人が離農することは別として、農地は確保して行かなければならぬ、こういうふうな考えられているわけですが、それに対して、本人が離農するならば、それはゴルフ場その他の施設、競技場等を持つて行つていいかどうか、あなたの

方ではどういふふうな考えでおられるか。

○大蔵説明員 説明員からお答えするに少し問題が大きくなりますが、私の聞いております範圍としましては、そういう場合にございませう、駐留軍なりあるいは保安隊の場合に農地を活用するとか、一時使用とか、そういうような問題と同様に扱ひまして、すべて個人の意思でそういうことが起りまして、それは取上げぬで、農林省が中央で直接それを裁断して決定するということになっております。

○中崎委員 タバコのことについて質問しますが、現在でもやみタバコが相当に横行しているように見受けられます。そのやみタバコの中で、国内においてつくられるものは少く、大体駐留軍のものが相当の量を占めておるものと思ひます。政府の方では、どの程度のものがやみタバコとして実際に取引されていると見ておられるか、大よその見当をお知らせ願ひます。

○石田説明員 私の方で推定しておられますのは、外国タバコが約十億本くらい国内に流れておるといふ推定をいたしております。

○中崎委員 外国タバコが国内に流れている、これについて一体どういふ対策をとつておられますか。一つには、取締りの面から当然考えられるわけですが、一つには、やはり一つのルートを通じて流れていると思つて、そういうふうなものを對してどういふ手を打つておられるか伺いたい。

○石田説明員 御案内のように、私どもの方に専売監視という取締り専門の職員がおりまして、これが全国に散在して、その取締りに従事いたしてお

りまして、

りまして、

りまして、

りまして、

りまして、

りまして、

りまして、

ます。現在外国のやみタバコが流れま
す。ルートのほとんど米軍の駐留基
地から流れます。日本のタバコが安
ければ流れないのではないかと御意
見もございませうけれども、実は駐留
軍の兵隊たちがいろいろ、たとえは
酒を飲むとか、遊ぶとか、そういう場
合に、自分の持つていく金がなくなつ
て参りますと、やみタバコを代償にし
て自分の娯楽の代償に供するといふ
うなことから一番流れて来るのであり
まして、結局は元はそういう兵隊
が――大体あれはそれ、一週間何
カートンというふうに駐留軍部内で割
当がございませうが、いろいろ見てお
りますと、その割当以上に持ち出して
いる傾向が多分にあるように思われま
す。もちろん外部へ出ましたものは、
先ほど申し上げました専売監視とい
うものが取締つておられますが、なお
それ駐留軍の司令官、憲兵隊長、そ
ういふものに直接こちらの方からい
る折衝をいたしまして、部内における
取締り、あるいは法律においても、こ
れは行政協定に基く法律でございま
すが、アメリカの軍がそれを日本人に流
すといふことは違法であるという法律
もございませうので、そういう法律の趣
旨の徹底方、あるいは専売法、ある
いはタバコ専売の意義の説明、そ
ういふいろ／＼な手を通じて協力を求
めておられます。幸いにして駐留軍の
幹部将校の人々はよく了解をしてく
れまして、できるだけの協力をしてく
れまして、いろいろなことでも
ございませうので、いろ／＼な機会を通
じて先方の協力を求め、なお地方の
警察庁方面におきましても、いろいろ
御援助をいただきますので、そ
ういふ方面を

通じ、あるいは警察方面、いろ／＼な
手を通じて協力をお願いしている次第
でございませう。

○中嶋委員 今の外国タバコに対する
専売公社の方の態度については、一面
においてはいいと思ひますが、もう少
し高いところから、ことに法律もある
のですし、それから国と国との関係と
いいますか、国家財政の面から見ても
そうです、また法律そのものを見ても
において何か空文化しておるといふよ
うなことはきわめて好ましくない事
態でもあるので、もう少し外交折衝にお
いて――ただ地方的に行つてこれ懸
断するところ、正々堂々
と、もう少し国際問題といひますか、
大きな角度からこれを取上げて行く
といふようなことが必要ではないかと
いふことが一つ。ことにその際にお
いて、たとえば割当以上に持ち出す
といふこと、そこに大きな問題がある。
しかも割当といつても十億本――われ
われが見たのでは、全的に見ても
多いのじやないか、常時国内的にも
多々いる人が多いのですから、十億
本じやかかないのじやないかとちつ
しとの勘で見ているのですが、い
れにしても相當の量です。そういう
のが余分に割当られるといふところ
の問題があると思う。割当外のものを
持ち出される場合に問題がある。これ
らの問題を大きくとらえて、もう少し
大所高所から交渉すべきだと私は考
へておられます。

が、百円見当で相當広く取引されてお
るのではないかと思ふんだが、その際
において、品質において今度売り出さ
れる富士、これは百二十円ですが、こ
れまず対抗できる見通しを持つてお
るのか。値段の点において百円程度が
多く流れる一つの基準だと思ふので
すが、そういうようなものに対して百
二十円は少し高過ぎるのじやないか、
こういうような感を持つておられる
が、この点についてどうお考えにな
りますか。

○石田説明員 先ほど申し落しました
が、結局中央の方でもつと強力に取締
りの点について折衝したらどうかとい
う御趣意だと思ひます。これは外務省
の方にもお願いしておりますし、なお
行政協定の運用につきまして合同委員
会といふものができておられますが、
そのルートにも乗せまして、その中央
の方からの指令で地方のいろ／＼な駐留
部隊を動かすという方向にいろ／＼お
願いをして、手を打ちつつあるので
ございませう。なおそのほかにも機会が
ありますれば、そういう場合を利用し
たいと考えておられます。

それから後段の問題は、今度発売
いたします富士の値段に關連があるので
はないかと思ひますが、これはアメ
リカタバコといふさかつかつくり方の
方式が違ふのでございませうけれども、
品質においてはむしろアメリカのタバ
コよりもよいものである。先ほど申し
ましたように、単に値段が安いという
点だけではないか、抑圧しきれない問
題でございまして、現に最近のピ
ースが非常によくなつておられます
ために、アメリカの軍人たちでも
ピースを吸つておられる人が大分
ございませう。そういう關係で

ございませうので、一つにはただアメ
リカタバコであるがゆゑに吸うとい
うような面も多分にあるかと思ふので
ありますが、そういう意味合いにおき
まして、もつと品質のいい、日本にも
高級なタバコがあるんだといふよう
な意図におきまして、原料も精選し
ておりますし、原料のコストの方から
計算いたしますと、大体百二十円
くらいになるわけでございます。現在
私の方では、やみタバコ防遏の一
つの方法として、アメリカの製造
タバコを輸入して販売しております。
この値段は、二十本入り百三十
円でございませう。それよりも今
申し上げましたようなことで自信
はあるのでございませう。い
ささか遠慮をいたしまして、百
三十円より安い百二十円にき
めたようになつてございませう。

○中嶋委員 もう一つ伺ひますが、
やみタバコの問題は、これは酒の
場合も同じなのですが、取締り
のことももちろん必要なのですが、
ただ取締りだけではなかつて、
撲滅はもつとできないと思
はなかつて、撲滅はもつとできない
のであります。そこで一つの
宣伝ですね。外国タバコを
あまり吸わないように、もう少し
國家觀念を植えつけるとい
ひますか、納税思想を植えつけ
るといふか、いづれにしても
もう少し國家に協力する、こ
れに財政の現状は、國家
でやらなければならない仕事
が多々ある。そうした面にお
いて、宣伝費に關する程度の
金をかけて行くのも、わず
かではないかと思ふので、一
体これはどういふふうに考
へておられるか、この点
について伺ひたい。

販賣宣伝、ただいまお話のありました
のを防犯宣伝と稱しておられます。この
方面にも相當金を使ひまして宣伝を
いたしておられます。ラジオを使い、ポ
スターを使うことが、宣伝カーを使う
ことも、やはり予算で動くものです
から、私ども担当の者としてはもつと
金がほしいのでありますけれども、内
部でなかなか金がとれないもので
すから、とれた金はできるだけ有効
に使うといふことと、お話のよう
な御趣意に沿つて努力をいたしま
す。

○川野委員 ただいま議題となつてお
ります法案中有林野事業特別會計
法の一部を改正する法律案、開拓者資
金融通特別會計法において貸付金の財
源に充てるための一般會計から繰入
金に關する法律案、漁船再保險特別
會計法に關する法律案、漁船再保險
特別會計法に關する法律案、製造た
ばこの定額決定又は改定に關する法
律の一部を改正する法律案、解散団
体財産収入金特別會計法を廃止する
法律案、アルコール専売事業特別會計
法の一部を改正する法律案及び製塩
施設法の一部を改正する法律案の七
法案につきましては、質疑も大体
尽くされたと思ひますので、この際
質疑を打ち切り、討論を省略し、採
決に入らんとおぼしめます。

○興村委員 たいだいまの川野芳滿君
の動議ごとく決定するに御異議あり
せんか。

○興村委員 御異議ないやうであり
ますから、たいだいまの川野芳滿君
の動議ごとく、国有林野事業特別
會計法の一部を改正する法律案、開
拓者資金

融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、漁船保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案、アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の七案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ることといたします。まず国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、開拓資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案及び漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案の三案を一括議題として採決いたします。

右三案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。
〔議員起立〕
○奥村委員長 起立議員。よつて右三案は、いずれも原案の通り可決いたしました。

次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案及び製塩施設法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として採決いたします。

右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。
〔議員起立〕
○奥村委員長 起立議員。よつて右両案は、いずれも原案の通り可決いたしました。

ました。
次に、解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案及びアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括議題として採決いたします。

右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。
〔議員起立〕
○奥村委員長 起立議員。よつて右両案は、いずれも原案の通り可決いたしました。

なおただいま可決いたしました七法案に関する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。
次会は公報をもつてお知らせいたします。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後零時十二分散会

〔参照〕
国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案（内閣提出）に関する

報告書
アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
製塩施設法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕